

## \_\_\_\_\_ 消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 _____			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は自主検査票(別表)に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。





備蓄品目	数量	備蓄場所
懐中電灯		
携帯用ラジオ		
応急手当セット（三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）		
その他（ ）		

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		

## (2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

## (3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

### ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は来店者等に知らせる。

### イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、店内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 店内の被害状況等を防火管理者に報告する。

### ウ 避難誘導

避難誘導班は、来店者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 来店者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。  
この場合に照明器具等の落下の恐れがある場所にいる来店者等については、壁ぎわ等安全な場所に移動させるものとする。
- (イ) 来店者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 来店者等を避難場所（ ）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(教育訓練)

第10条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実 施 時 期	実 施 回 数	実 施 者			
			防 火 管 理 者	防 火 担 当 責 任 者	火 元 責 任 者	催 物 主 催 者
新 入 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○			
正 社 員	月、__月	年 2 回	○			
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○	
派 遣 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○			
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○	
ア ル バ イ ト ・ パ ー ト	採 用 時	採 用 時 1 回	○			
	就 業 時	必 要 の 都 度		○	○	
催 物 係 員	催 物 開 催 前	1 回 以 上	○		○	
	催 物 開 催 中	必 要 の 都 度				○
備 考	○印は、実施対象者を示す。					

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 消防用設備等の取扱要領について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓 練 種 別	実 施 時 期	訓 練 種 別	実 施 時 期
消 火 訓 練	__月 __月	震 災 訓 練	__月
避 難 訓 練	__月 __月		
通 報 訓 練	__月 __月	総 合 訓 練	__月

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「自衛消防訓練通知書」により、消防署長に報告する。

(消防機関への報告、連絡)

第11条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)届出
- (2) 防火指導等の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) その他防火管理上必要な事項

(防火管理業務の一部委託)

第12条 \_\_\_\_\_の防火管理業務の一部は、\_\_\_\_\_ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。

附 則

この計画は、令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から施行する。